

質問回答

2016年12月6日

「(案件名)インド国ヒマチャル・プラデシュ州作物多様化推進プロジェクト(フェーズ2)

(公示日:2016年11月24日/公示番号:160894)」

について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	業務指示書第1の p6 注)外貨交換レート	INR 1 = 0.008023 円という換算率ですが、これは INR 1 = 約 1.65 円の記載間違いではないでしょうか。	INR 1 = 1.572100 円に訂正いたします (JICA 精算レート表11月適用)。
2	業務指示書第2の5.(2)(2)プロジェクト協力期間の区分け(業務指示書第2 p5)	「5.実施方針及び留意事項」(2)において、「契約は年次ごととし」並びに「各年次の終了時点」、「前年次の活動結果」、「次年次の業務内容」、「次年次の契約」等の「年次」は「期」に変更することで宜しいでしょうか。	「年次」を「期」に訂正いたします。
3	業務指示書第2の(8)実施中の円借款事業との連携及び円借款事業終了に伴う影響(第2 p6)	「5.実施方針及び留意事項」(8)において、「2021年3月に円借款事業は貸付実行期限を迎え、PMUも解散することになる」という記載があります。 円借款事業の完了は2018年3月が予定されていることから、その時点でPMUは解散されると理解しております。その場合、PMUの職員をC/Pとして配置出来るのは、「2021年3月まで」ではなく、「2018年3月まで」ということになりませんが、如何でしょうか。	円借款事業の貸付実行期限(「2021年3月」を「2021年6月」に訂正いたします)にはPMUは確実に解散しますが、それより早期にPMUが解散する可能性もありえます。現時点では、土木工事完了後の農家支援のため、2020年3月までは少なくとも活動継続が決まっており、状況は流動的です。このため、プロポーザルでは、2021年6月までDOAとあわせてPMUも支援する想定で、計画、積算をお願い致します。

4	業務指示書 (12)インド側/日本側負担事項(第2 p8)	「5. 実施方針及び留意事項」(12)において、「円借款事業対象外7県のC/Pの移動」という記載がありますが、これは県内移動を意味し、 <u>県外移動の場合は対象5県同様 JICA 側負担、という理解で宜しいでしょうか。</u>	「円借款事業対象外7県のC/Pの移動」は県内外問わず、C/Pの負担となります。(JICAの負担ではありません。)
5	業務指示書第2の6の(1)業務計画書(第一期)の作成(p9)及び同(10)業務計画書(第二期)の作成(p11)	(1)及び(10)業務計画書の作成に関する「JICAの承認」というのは、貴機構インド事務所という理解で宜しいでしょうか。その場合、業務計画書はインド事務所へ提出を希望し、業務開始後、速やかに現地へ赴くことを提案します。	ご理解のとおりです。
6	業務指示書第2の6の(6)(7)(13)(14)(p10~p12)	以下経費は業務指示書に記載されている金額を上限とし、内訳は記載しないという理解でよろしいでしょうか。また、別見積としてよろしいでしょうか。 (6)「成果2の達成に向けた活動の実施」第1期 500万円 (7)「成果3の達成に向けた活動の実施」第1期 650万円 (13)「成果2の達成に向けた活動の実施」第2期 500万円 (14)「成果3の達成に向けた活動の実施」第2期 850万円	左記経費の上限金額内で、実施可能な技術支援内容とそれに要する経費内訳を記載してください。また、本経費は本見積でお願いします。
7	業務指示書第2の指(21)広報活動(p14)	「6. 業務の内容」(21)広報活動の活動経費の上限はありますか。	別見積としていただきますので上限は定めておりません。

以上